

令和 7 (2025) 年度国民健康保険事業特別会計 (事業勘定)

補正予算 (第 1 号) 説明資料

【 歳 出 】

1 款 総務費

総務費 2,421 千円の増額のうち、2,124 千円については、健康保険証の廃止後においても、マイナ保険証として利用されていない被保険者には、資格確認書を、マイナ保険証として紐づけしている被保険者には、資格情報のお知らせを毎年 8 月に送付することとされたためにこの作成に必要な費用を措置したものです。

また、残額の 297 千円については、高額療養費における 70 歳以上 74 歳までの低所得 I の区分における基準となる年金収入の基準額が引き上げられたことに伴い、システムの改修に必要な経費を措置したものです。

年金額の改定を踏まえた自己負担の所得区分における基準額の調整について

見直しの方向性

- 高額療養費制度 (70 歳以上) の低所得 I 区分 (住民税非課税 (所得が一定以下)) の基準については、介護保険の利用者負担第 2 段階の基準額を参考に、老齢基礎年金 (満額) の支給額相当として、**年金収入 80 万円** を基準として設定している。※ 基準設定時 (平成 18 年度) の老齢基礎年金 (満額) の支給額: 792,100 円/年
- 今般、70 歳以上に適用される令和 6 年 (1~12 月) の老齢基礎年金 (満額) の支給額が 806,700 円となり、80 万円を超えることを踏まえ、基準を見直し、年金収入の基準額を 806,700 円とすることとする。(令和 7 年 8 月施行予定)
 ※ 入院時食事療養費、入院時生活療養費及び高額介護合算療養費における低所得 I 区分の基準についても、同様の措置を行う。
 ※ なお、介護保険の保険料及び利用者負担等における基準額についても、同様に改正。

(現行の所得区分)

	負担割合	上限額 (世帯ごと)		
		外来 (個人ごと)		
70 歳以上	年収約 1,160 万円~ 健保: 標額 83 万円以上 / 国保・後期: 課税所得 690 万円以上	3割	252,600 + (医療費 - 842,000) × 1 % <多数回該当: 140,100>	
	年収約 770 ~ 約 1,160 万円 健保: 標額 53 万 ~ 79 万円 / 国保・後期: 課税所得 380 万円以上		167,400 + (医療費 - 558,000) × 1 % <多数回該当: 93,000>	
	年収約 370 ~ 約 770 万円 健保: 標額 28 万 ~ 50 万円 / 国保・後期: 課税所得 145 万円以上		80,100 + (医療費 - 267,000) × 1 % <多数回該当: 44,400>	
	~ 年収約 370 万円 健保: 標額 26 万円以下 / 国保・後期: 課税所得 145 万円未満	70-74 歳 2割	18,000 (年間上限 144,000)	57,600 <多数回該当: 44,400>
	住民税非課税	75 歳以上	8,000	24,600
	住民税非課税 (所得が一定以下 (年金収入 80 万円 以下等))	1割又は 2割		15,000

年金収入 80.67 万円に見直し

【 歳 入 】

6 款 繰入金

2,124 千円の増額は、歳出 1 款総務費で説明した資格確認書、資格情報のお知らせを作成するために必要な委託料の財源である職員給与費等繰入金を増額措置したものです。

7 款 繰越金

297 千円の増額は、歳出 1 款総務費で説明した高額療養費システム改修委託料の財源である繰越金を増額措置したものです。

令和7（2025）年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

補正予算（第1号）

歳入		(単位:千円)		
科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	
1款 国民健康保険税				
医療給付費分	712,785		712,785	
後期高齢者支援金分	308,394		308,394	
介護納付金分	93,338		93,338	
(計)	1,114,517	0	1,114,517	
2款 使用料及び手数料	1	0	1	
3款 国庫支出金				
災害臨時特例補助金	1		1	
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	1		1	
(計)	2	0	2	
4款 県支出金				
保険給付費等交付金(普通交付金)	6,174,357		6,174,357	
保険給付費等交付金(特別交付金)	196,976	0	196,976	
・保険者努力支援分	37,627		37,627	
・特別調整交付金分	106,479		106,479	
・県繰入金	23,139		23,139	
・特定健康診査等負担金	29,731		29,731	
財政安定化基金交付金	1		1	
(計)	6,371,334	0	6,371,334	
5款 財産収入	4,421	0	4,421	
6款 繰入金				
一般会計(1～7の計)	782,836	2,124	784,960	
1保険基盤安定	328,233		328,233	
2職員給与費等	137,999	2,124	140,123	
3出産育児一時金等	8,333		8,333	
4財政安定化支援	109,217		109,217	
5その他	197,277	0	197,277	
・事業勘定分	0		0	
・直診勘定分	197,277		197,277	
6未就学児均等割保険税繰入金	1,308		1,308	
7産前産後保険税繰入金	469		469	
財政調整基金繰入金	38,000		38,000	
(計)	820,836	2,124	822,960	
7款 繰越金	1	297	298	
8款 諸収入				
延滞金加算金等	29,985		29,985	
雑入	2,514		2,514	
(計)	32,499	0	32,499	
合計	8,343,611	2,421	8,346,032	

歳出		(単位:千円)		
科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	
1款 総務費	138,788	2,421	141,209	
2款 保険給付費				
療養給付費	5,268,374		5,268,374	
療養費	23,012		23,012	
審査支払手数料	20,803		20,803	
高額療養費	861,692		861,692	
高額介護合算療養費	466		466	
移送費	10		10	
出産育児一時金	12,500	0	12,500	
出産育児一時金支払手数料	6		6	
葬祭費	7,500		7,500	
傷病手当金	16		16	
(計)	6,194,379	0	6,194,379	
3款 国民健康保険事業費納付金				
医療給付費分	1,108,227		1,108,227	
後期高齢者支援金等分	428,999		428,999	
介護納付金分	125,012		125,012	
(計)	1,662,238	0	1,662,238	
4款 保健事業費	102,589	0	102,589	
5款 基金積立金	4,421	0	4,421	
6款 諸支出金				
償還金及び還付加算金	9,001		9,001	
直診勘定繰出金	222,195		222,195	
(計)	231,196	0	231,196	
7款 予備費	10,000	0	10,000	
合計	8,343,611	2,421	8,346,032	

(単位:千円)

国民健康保険財政調整基金	
基金残額(R7 .7.31現在)	1,686,724,502
基金繰入金(歳入6款)	0
基金積立金	0
基金残額	1,686,724,502

令和7（2025）年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）
補正予算（第2号）（案）及び令和7（2025）年度国民健康保険
事業特別会計（直営診療施設勘定）補正予算（第2号）（案）説明資料

事業勘定

【 歳 出 】

1 款 総務費

総務費 15,316 千円の増額は、令和8（2026）年度から子ども・子育て支援金制度が開始されることに伴い、国民健康保険税の賦課区分について子ども・子育て支援金の分が加わることにより、業務で利用しているシステムの改修委託料 8,690 千円を措置すること、国保医療課と税務課職員の人事異動等に伴い職員人件費を再計算した結果、6,626 千円を増額することとなり、この合計額を増額措置するものです。

6 款 諸支出金

① 償還金及び還付加算金 4,012 千円の増額は前年度に交付された国庫補助金及び県交付金の超過交付分を、返納するために増額措置するものです。内訳は次のとおりです。

- ・ 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 413 千円
- ・ 保険者努力支援交付金（事業費分） 493 千円
- ・ 特定健康診査・保険指導負担金 3,106 千円

② 直診勘定繰入金 8,708 千円の減額は、直営診療施設勘定の減額補正に伴うもので、減額補正の内容は、人事異動等に伴う職員人件費等を再計算した結果です（直診施設勘定の歳入における繰入金の減と歳出における一般管理費の減と連動しています。）。

【 歳 入 】

3 款 国庫支出金

子ども・子育て事業費補助金は、8,690 千円は、歳出 1 款で説明したシステム改修委託料に対する補助金を増額措置するものです。

6 款 繰入金

繰入金 2,082 千円の減額は、歳出 1 款で説明した国保医療課と税務課職員の職員人件費が増額となる一方、歳出 6 款諸支出金で説明した直営診療施設勘定の補正が減額となり、合計すると減額となったことから、これらの財源である一般会計からの繰入金を減額措置するものです。

7 款 繰越金

4,012 千円の増額は、歳出 6 款諸支出金で説明した国庫補助金及び県交付金の返納金を繰越金から支出するため増額措置するものです。

令和7（2025）年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

補正予算（第2号）（案）

歳入		(単位:千円)		
科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	
1款 国民健康保険税				
医療給付費分	712,785		712,785	
後期高齢者支援金分	308,394		308,394	
介護納付金分	93,338		93,338	
(計)	1,114,517	0	1,114,517	
2款 使用料及び手数料	1	0	1	
3款 国庫支出金				
災害臨時特例補助金	1		1	
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	1		1	
子ども・子育て支援事業費補助金	0	8,690	8,690	
(計)	2	8,690	8,692	
4款 県支出金				
保険給付費等交付金(普通交付金)	6,174,357		6,174,357	
保険給付費等交付金(特別交付金)	196,976	0	196,976	
・保険者努力支援分	37,627		37,627	
・特別調整交付金分	106,479		106,479	
・県繰入金	23,139		23,139	
・特定健康診査等負担金	29,731		29,731	
財政安定化基金交付金	1		1	
(計)	6,371,334	0	6,371,334	
5款 財産収入	4,421	0	4,421	
6款 繰入金				
一般会計(1～7の計)	784,960	▲ 2,082	782,878	
1保険基盤安定	328,233		328,233	
2職員給与費等	140,123	6,626	146,749	
3出産育児一時金等	8,333		8,333	
4財政安定化支援	109,217		109,217	
5その他	197,277	▲ 8,708	188,569	
・事業勘定分	0		0	
・直診勘定分	197,277	▲ 8,708	188,569	
6未就学児均等割保険税繰入金	1,308		1,308	
7産前産後保険税繰入金	469		469	
財政調整基金繰入金	38,000		38,000	
(計)	822,960	▲ 2,082	820,878	
7款 繰越金	298	4,012	4,310	
8款 諸収入				
延滞金加算金等	29,985		29,985	
雑入	2,514		2,514	
(計)	32,499	0	32,499	
合計	8,346,032	10,620	8,356,652	

歳出		(単位:千円)		
科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	
1款 総務費	141,209	15,316	156,525	
2款 保険給付費				
療養給付費	5,268,374		5,268,374	
療養費	23,012		23,012	
審査支払手数料	20,803		20,803	
高額療養費	861,692		861,692	
高額介護合算療養費	466		466	
移送費	10		10	
出産育児一時金	12,500	0	12,500	
出産育児一時金支払手数料	6		6	
葬祭費	7,500		7,500	
傷病手当金	16		16	
(計)	6,194,379	0	6,194,379	
3款 国民健康保険事業費納付金				
医療給付費分	1,108,227		1,108,227	
後期高齢者支援金等分	428,999		428,999	
介護納付金分	125,012		125,012	
(計)	1,662,238	0	1,662,238	
4款 保健事業費	102,589	0	102,589	
5款 基金積立金	4,421	0	4,421	
6款 諸支出金				
償還金及び還付加算金	9,001	4,012	13,013	
直診勘定繰出金	222,195	▲ 8,708	213,487	
(計)	231,196	▲ 4,696	226,500	
7款 予備費	10,000	0	10,000	
合計	8,346,032	10,620	8,356,652	

(単位:千円)

国民健康保険財政調整基金	
基金残額(R7 .7.31現在)	1,686,724,502
基金繰入金(歳入6款)	0
基金積立金	0
基金残額	1,686,724,502

令和7（2025）年度国民健康保険事業特別会計（直営診療施設勘定）

補正予算（第2号）（案）

歳入

（単位：千円）

科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
1款 診療収入			
外来 国保診療報酬収入	19,000		19,000
外来 社保診療報酬収入	6,600		6,600
外来 後期高齢診療報酬収入	72,000		72,000
外来 その他の診療報酬収入	900		900
外来 一部負担金	16,800		16,800
外来 介護報酬収入	0		0
その他診療報酬収入(諸検査)	3,256		3,256
(計)	118,556	0	118,556
2款 使用料及び手数料			
施設使用料	3		3
文書料	151		151
手数料	4		4
(計)	158	0	158
3款 寄附金	4		4
4款 繰入金	222,195	△ 8,708	213,487
5款 繰越金	4		4
6款 諸収入	5,778		5,778
合 計	346,695	△ 8,708	337,987

歳出

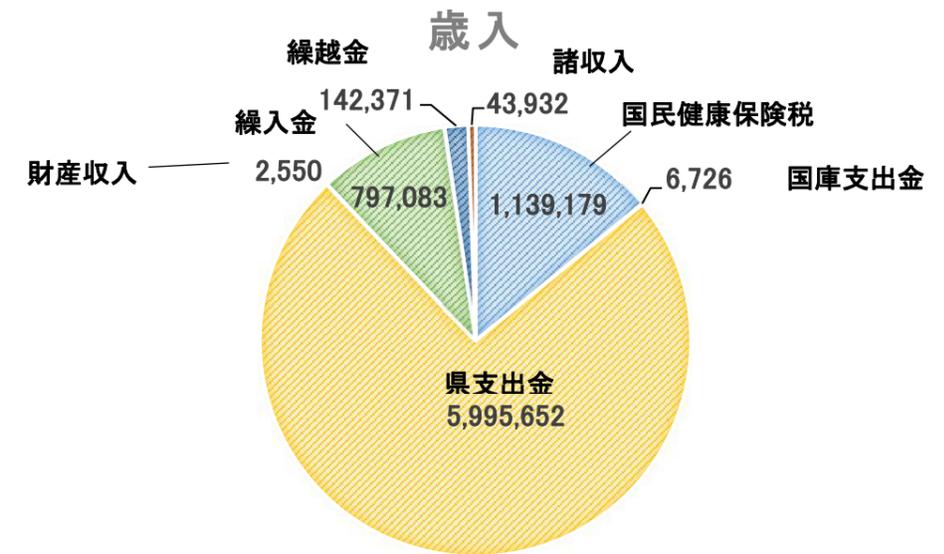
（単位：千円）

科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
1款 総務費			
一般管理費	281,438	△ 8,708	272,730
連合会負担金	94		94
研究研修費	745		745
(計)	282,277	△ 8,708	273,569
2款 医業費			
医療用器材器具費	5,140		5,140
医療用消耗器材費	5,544		5,544
医薬品衛生材料費	52,734		52,734
(計)	63,418	0	63,418
3款 予備費	1,000		1,000
合 計	346,695	△ 8,708	337,987

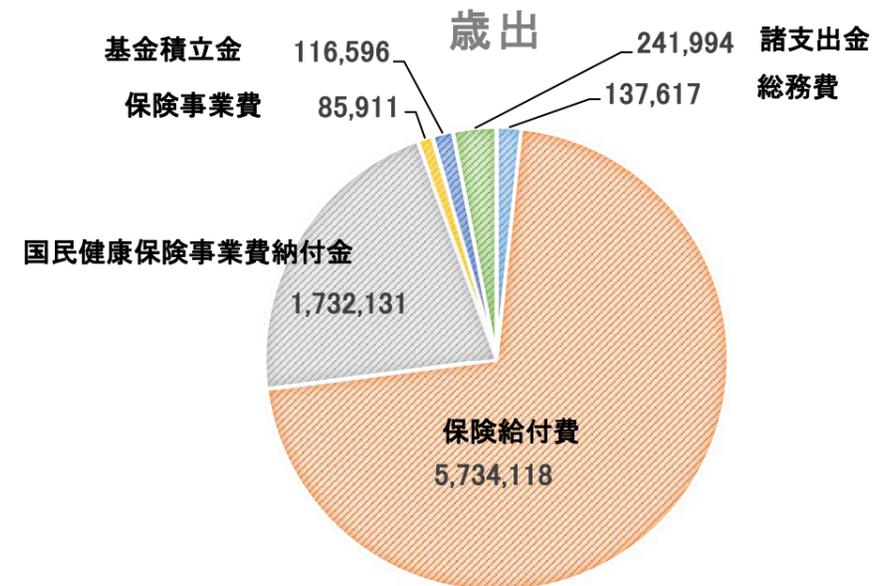
令和6（2024）年度国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算

議題(3)

歳入		(千円)			
科目	予算現額	令和6年度決算額	予算比較	令和5年度決算額	前年決算額比較
1款 国民健康保険税	1,166,019	1,139,179	△ 26,840	1,222,126	△ 82,947
2款 使用料・手数料	1	0	△ 1	1	△ 1
3款 国庫支出金	6,095	6,726	631	643	6,083
4款 県支出金	6,438,057	5,995,652	△ 442,405	6,298,515	△ 302,863
5款 財産収入	2,782	2,550	△ 232	1,135	1,415
6款 繰入金	848,148	797,083	△ 51,065	839,349	△ 42,266
7款 繰越金	142,371	142,371	0	114,771	27,600
8款 諸収入	36,508	43,932	7,424	41,800	2,132
合計	8,639,981	8,127,493	△ 512,488	8,518,340	△ 390,847



歳出		(千円)			
科目	予算現額	令和6年度決算額	予算比較	令和5年度決算額	前年決算額比較
1款 総務費	152,207	137,617	△ 14,590	143,800	△ 6,183
2款 保険給付費	6,248,616	5,734,118	△ 514,498	5,963,221	△ 229,103
3款 国民健康保険事業費納付金	1,732,132	1,732,131	△ 1	1,839,140	△ 107,009
4款 保健事業費	103,448	85,911	△ 17,537	104,951	△ 19,040
5款 基金積立金	116,828	116,596	△ 232	149,871	△ 33,275
6款 諸支出金	276,750	241,994	△ 34,756	215,249	26,745
7款 予備費	10,000	0	△ 10,000	0	0
合計	8,639,981	8,048,367	△ 591,614	8,416,232	△ 367,865



令和6年度（2024年度）国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算

歳入							歳入
科目	予算現額(円)	決算額(円)	差引増減額(円)	構成比%	予算対比%	前年度比%	5年度決算額
1 款 国民健康保険税							
医療給付費分	745,814,000	729,271,808	△ 16,542,192	9.0%	97.8%	93.0%	783,854,522
後期高齢者支援金分	318,406,000	315,128,731	△ 3,277,269	3.9%	99.0%	93.8%	335,912,095
介護納付金分	101,799,000	94,778,330	△ 7,020,670	1.2%	93.1%	92.6%	102,359,611
(計)	1,166,019,000	1,139,178,869	△ 26,840,131	14.0%	97.7%	93.2%	1,222,126,228
2 款 使用料・手数料	1,000	0	△ 1,000	0.0%	0.0%	0.0%	900
3 款 国庫支出金							
災害臨時特例補助金	1,000	886,000	885,000	0.0%	88600.0%	177.6%	499,000
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	6,094,000	5,840,000	△ 254,000	0.1%	95.8%	24333.3%	24,000
出産育児一時金国庫補助金	0	0	0	0.0%		0.0%	120,000
(計)	6,095,000	6,726,000	631,000	0.1%	110.4%	1046.0%	643,000
4 款 県支出金							
保険給付費等交付金(普通交付金)	6,227,950,000	5,745,419,820	△ 482,530,180	70.7%	92.3%	94.8%	6,063,187,531
保険給付費等交付金(特別交付金)	210,106,000	250,232,196	40,126,196	3.1%	119.1%	106.3%	235,327,597
・保険者努力支援分	47,573,000	47,965,000	392,000	0.6%	100.8%	115.3%	41,608,000
・特別調整交付金分	107,073,000	146,387,000	39,314,000	1.8%	136.7%	104.9%	139,489,000
・県繰入金	24,560,000	26,378,196	1,818,196	0.3%	107.4%	102.8%	25,668,597
・特定健康診査等負担金	30,900,000	29,502,000	△ 1,398,000	0.4%	95.5%	103.3%	28,562,000
医療従事者慰労交付金	0	0	0	0.0%			0
新型コロナウイルス感染症拡大防止等支援	0	0	0	0.0%			0
個別接種促進支援事業協力金	0	0	0	0.0%			0
財政安定化基金交付金	1,000	0	△ 1,000	0.0%	0.0%		0
(計)	6,438,057,000	5,995,652,016	△ 442,404,984	73.8%	93.1%	95.2%	6,298,515,128
5 款 財産収入	2,782,000	2,549,901	△ 232,099	0.0%	91.7%	224.6%	1,135,099
6 款 繰入金							
一般会計(1~8の計)	848,148,000	797,083,097	△ 51,064,903	9.8%	94.0%	95.0%	839,349,353
1 保険基盤安定	382,894,000	382,894,136	136	4.7%	100.0%	95.2%	402,070,289
2 職員給与費等	142,560,000	128,550,759	△ 14,009,241	1.6%	90.2%	97.9%	131,293,589
3 出産育児金等	8,333,000	4,325,333	△ 4,007,667	0.1%	51.9%	91.1%	4,746,200
4 財政安定化支援	109,217,000	109,217,000	0	1.3%	100.0%	83.4%	130,890,000
5 その他							
(1) 事業勘定分	0	0	0	-	-	-	0
(2) 直診勘定分	203,807,000	170,760,000	△ 33,047,000	2.1%	83.8%	101.0%	169,093,000
6 社会保障・税番号制度システム整備費	0	0	0	0.0%			0
7 未就学児均等割保険税繰入金	1,053,000	1,052,655	△ 345	0.0%	100.0%	88.1%	1,195,219
8 産前産後保険税繰入金	284,000	283,214	△ 786	0.0%	99.7%	-	61,056
基金繰入金	0	0	0	0.0%			0
(繰入金・計)	848,148,000	797,083,097	△ 51,064,903	9.8%	94.0%	95.0%	839,349,353
7 款 繰越金	142,371,000	142,371,669	669	1.8%	100.0%	124.0%	114,771,000
8 款 諸収入							
延滞金加算金等	29,053,000	39,010,983	9,957,983	0.5%	134.3%	108.3%	36,012,177
雑入	7,455,000	4,920,997	△ 2,534,003	0.1%	66.0%	85.0%	5,787,826
(計)	36,508,000	43,931,980	7,423,980	0.5%	120.3%	105.1%	41,800,003
合計	8,639,981,000	8,127,493,532	△ 512,487,468	100.0%	94.1%	95.4%	8,518,340,711

歳出							歳出
科目	予算現額(円)	決算額(円)	差引増減額(円)	構成比%	予算対比%	前年度比%	5年度決算額
1款 総務費	152,207,000	137,616,870	△ 14,590,130	1.7%	90.4%	95.7%	143,800,433
2款 保険給付費							
療養給付費	5,316,757,000	4,834,501,216	△ 482,255,784	60.1%	90.9%	95.1%	5,082,310,282
療養費	23,012,000	18,973,263	△ 4,038,737	0.2%	82.4%	82.0%	23,132,008
高額療養費	866,022,000	849,336,042	△ 16,685,958	10.6%	98.1%	102.1%	831,553,435
高額介護合算	480,000	404,988	△ 75,012	0.0%	84.4%	104.7%	386,957
移送費	10,000	0	△ 10,000	0.0%	0.0%	-	0
(小計)	6,206,281,000	5,703,215,509	△ 503,065,491	70.9%	91.9%	96.1%	5,937,382,682
出産育児一時金	12,506,000	6,490,940	△ 6,015,060	0.1%	51.9%	96.5%	6,723,360
葬祭費	8,000,000	6,300,000	△ 1,700,000	0.1%	78.8%	83.4%	7,550,000
傷病手当金	160,000	0	△ 160,000	0.0%	0.0%	0.0%	119,621
(計)	6,226,947,000	5,716,006,449	△ 510,940,551	71.0%	91.8%	96.0%	5,951,775,663
審査支払手数料	21,669,000	18,111,720	△ 3,557,280	0.2%	83.6%	158.2%	11,445,724
(保険給付費・計)	6,248,616,000	5,734,118,169	△ 514,497,831	71.2%	91.8%	96.2%	5,963,221,387
3款 国民健康保険事業費納付金							
・医療給付費分	1,152,986,000	1,152,985,466	△ 534	14.3%	100.0%	91.7%	1,257,751,696
・後期高齢者支援金分	442,681,000	442,680,735	△ 265	5.5%	100.0%	98.4%	449,770,804
・介護納付金分	136,465,000	136,464,866	△ 134	1.7%	100.0%	103.7%	131,617,678
(計)	1,732,132,000	1,732,131,067	△ 933	21.5%	100.0%	94.2%	1,839,140,178
4款 保健事業費	103,448,000	85,910,985	△ 17,537,015	1.1%	83.0%	81.9%	104,951,464
5款 基金積立金	116,828,000	116,595,901	△ 232,099	1.4%	99.8%	77.8%	149,870,897
6款 諸支出金							
償還金及び還付加算金	48,016,000	43,642,286	△ 4,373,714	0.5%	90.9%	146.4%	29,808,390
直診勘定繰出金	228,734,000	198,352,000	△ 30,382,000	2.5%	86.7%	107.0%	185,441,000
延滞金	0	0	0	0.0%			
(計)	276,750,000	241,994,286	△ 34,755,714	3.0%	87.4%	112.4%	215,249,390
7款 予備費	10,000,000	0	△ 10,000,000	0.0%	0.0%	0.0%	0
合計	8,639,981,000	8,048,367,278	△ 591,613,722	100.0%	93.2%	95.6%	8,416,233,749

令和6年度末繰越金(歳入合計-歳出合計)	79,126,254	令和5年度末繰越金(歳入合計-歳出合計)	142,371,669
----------------------	------------	----------------------	-------------

令和5年度末給付準備基金残高	(R6.5.31現在)	1,570,128,601
	(基金繰入金)	0
	(基金積立金)	116,595,901
令和6年度末給付準備基金残高	(R7.5.31現在)	1,686,724,502

世帯数・被保険者数(平均)	世帯数	被保険者数(人)
令和5年度-①	10,570	15,410
令和6年度-②	10,036	14,369
②-①	△ 534	△ 1,041

令和6年度(2024年度)国民健康保険事業特別会計(直営診療施設勘定)決算見込み【高柳歯科診療所】

議題(3)

歳入

単位:円

科目	予算現額 (円) A	決算額 (円) B	差引増減額 (円) B-A	構成比 (%)	予算対比 (%)	前年度比 (%)	R5年度決算額 (円)
1款 診療収入							
1項 外来収入	15,400,000	12,994,973	△ 2,405,027		84.4%	82.0%	15,843,486
2項 その他の診療収入	6,000	172,600	166,600		2876.7%	424.3%	40,680
(計)	15,406,000	13,167,573	△ 2,238,427	32.6%	85.5%	82.9%	15,884,166
2款 使用料及び手数料							
1項 使用料	0	0	0		-	-	0
2項 手数料	2,000	0	△ 2,000		0.0%	-	0
(計)	2,000	0	△ 2,000	0.0%	0.0%	-	0
3款 寄付金	1,000	0	△ 1,000	0.0%	0.0%	-	0
4款 繰入金	30,842,000	26,968,000	△ 3,874,000	66.8%	87.4%	113.8%	23,707,000
5款 繰越金	1,000	913	△ 87	0.0%	91.3%	97.2%	939
6款 諸収入	237,000	253,465	16,465	0.6%	106.9%	102.9%	246,213
歳入合計	46,489,000	40,389,951	△ 6,099,049	100.0%	86.9%	101.4%	39,838,318

歳出

単位:円

科目	予算現額 (円) A	決算額 (円) B	差引増減額 (円) B-A	構成比 (%)	予算対比 (%)	前年度比 (%)	R5年度決算額 (円)
1款 総務費							
1項 施設管理費	39,788,000	36,363,273	△ 3,424,727		91.4%	102.9%	35,334,140
1目 一般管理費	39,765,000	36,341,263	△ 3,423,737		91.4%	102.9%	35,310,640
1細目 職員人件費	0	0	0		-	-	0
2細目 運営費	39,765,000	36,341,263	△ 3,423,737		91.4%	102.9%	35,310,640
2目 連合会負担金	23,000	22,010	△ 990		95.7%	93.7%	23,500
2項 研究研修費	80,000	72,761	△ 7,239		91.0%	110.0%	66,155
1目 研究研修費	80,000	72,761	△ 7,239		91.0%	110.0%	66,155
(計)	39,868,000	36,436,034	△ 3,431,966	90.2%	91.4%	102.9%	35,400,295
2款 医業費							
1項 医業費	5,627,000	3,953,387	△ 1,673,613		70.3%	89.1%	4,437,110
1目 医療用器材器具費	769,000	744,700	△ 24,300		96.8%	170.5%	436,700
2目 医療用消耗器材費	2,508,000	1,528,369	△ 979,631		60.9%	71.7%	2,131,182
3目 医薬品衛生材料費	2,350,000	1,680,318	△ 669,682		71.5%	89.9%	1,869,228
(計)	5,627,000	3,953,387	△ 1,673,613	9.8%	70.3%	89.1%	4,437,110
3款 予備費							
1項 予備費	250,000	0	△ 250,000		0.0%	-	0
1目 予備費	250,000	0	△ 250,000		0.0%	-	0
(計)	250,000	0	△ 250,000	0.0%	0.0%	-	0
歳出合計	45,745,000	40,389,421	△ 5,355,579	100.0%	88.3%	101.4%	39,837,405

翌年度繰越金

翌年度繰越金

530

913

令和6年度(2024年度) 国保特別会計(直営診療施設勘定) 歳入歳出決算 (案) 診療所別対比

歳入

(単位:円)

科 目	R 6年度 決算額	R 5年度 決算額	増減	対比	(内訳)野田診療所				(内訳)北条診療所				(内訳)高柳診療所				(内訳)高柳歯科診療所			
					R6年度	R5年度	増減	対比	R6年度	R5年度	増減	対比	R6年度	R5年度	増減	対比	R6年度	R5年度	増減	対比
1款 診療収入	91,635,404	111,975,901	-20,340,497	81.8%	22,177,519	25,142,383	-2,964,864	88.2%	21,750,023	32,476,514	-10,726,491	67.0%	34,540,289	38,472,838	-3,932,549	89.8%	13,167,573	15,884,166	-2,716,593	82.9%
外来収入	88,497,143	108,944,066	-20,446,923	81.2%	20,971,678	24,050,888	-3,079,210	87.2%	20,882,053	31,569,404	-10,687,351	66.1%	33,648,439	37,480,288	-3,831,849	89.8%	12,994,973	15,843,486	-2,848,513	82.0%
国保診療報酬収入	12,390,364	17,805,201	-5,414,837	69.6%	2,425,389	2,940,949	-515,560	82.5%	3,425,801	5,345,193	-1,919,392	64.1%	4,649,571	5,939,041	-1,289,470	78.3%	1,889,603	3,580,018	-1,690,415	52.8%
社保診療報酬収入	5,154,473	6,886,458	-1,731,985	74.8%	1,043,340	1,273,105	-229,765	82.0%	864,397	1,943,539	-1,079,142	44.5%	1,822,234	2,040,039	-217,805	89.3%	1,424,502	1,629,775	-205,273	87.4%
後期高齢診療報酬収入	57,441,815	67,136,367	-9,694,552	85.6%	14,480,509	16,312,974	-1,832,465	88.8%	13,478,768	19,334,088	-5,855,320	69.7%	22,008,006	23,694,825	-1,686,819	92.9%	7,474,532	7,794,480	-319,948	95.9%
その他の診療報酬収入	603,876	693,184	-89,308	87.1%	119,237	165,007	-45,770	72.3%	83,705	109,447	-25,742	76.5%	342,808	329,225	13,583	104.1%	58,126	89,505	-31,379	64.9%
一部負担金	12,906,615	16,422,856	-3,516,241	78.6%	2,903,203	3,358,853	-455,650	86.4%	3,029,382	4,837,137	-1,807,755	62.6%	4,825,820	5,477,158	-651,338	88.1%	2,148,210	2,749,708	-601,498	78.1%
介護報酬収入	0	0	0	---	0	0	0	---	0	0	0	---	0	0	0	---	0	0	0	---
その他の診療収入	3,138,261	3,031,835	106,426	103.5%	1,205,841	1,091,495	114,346	110.5%	867,970	907,110	-39,140	95.7%	891,850	992,550	-100,700	89.9%	172,600	40,680	131,920	424.3%
2款 使用料及び手数料	75,600	113,700	-38,100	66.5%	33,000	51,500	-18,500	64.1%	22,900	37,400	-14,500	61.2%	19,700	24,800	-5,100	79.4%	0	0	0	---
使用料	3,000	3,000	0	100.0%	0	0	0	---	3,000	3,000	0	100.0%	0	0	0	---	0	0	0	---
施設使用料	3,000	3,000	0	100.0%	0	0	0	---	3,000	3,000	0	100.0%	0	0	0	---	0	0	0	---
文書料	72,300	110,700	-38,400	65.3%	33,000	51,500	-18,500	64.1%	19,600	34,400	-14,800	57.0%	19,700	24,800	-5,100	79.4%	0	0	0	---
手数料	300	0	300	---	0	0	0	---	300	0	300	---	0	0	0	---	0	0	0	---
3款 寄附金	0	0	0	---	0	0	0	---	0	0	0	---	0	0	0	---	0	0	0	---
4款 繰入金	198,352,000	199,250,000	-898,000	99.5%	60,024,000	57,727,000	2,297,000	104.0%	48,692,000	53,969,000	-5,277,000	90.2%	62,668,000	63,847,000	-1,179,000	98.2%	26,968,000	23,707,000	3,261,000	113.8%
5款 繰越金	2,425	2,026	399	119.7%	564	104	460	542.3%	886	836	50	106.0%	62	147	-85	42.2%	913	939	-26	97.2%
6款 諸収入	6,617,727	8,278,089	-1,660,362	79.9%	2,221,376	2,509,958	-288,582	88.5%	2,036,227	2,577,590	-541,363	79.0%	2,106,659	2,944,328	-837,669	71.5%	253,465	246,213	7,252	102.9%
歳入合計	296,683,156	319,619,716	-22,936,560	92.8%	84,456,459	85,430,945	-974,486	98.9%	72,502,036	89,061,340	-16,559,304	81.4%	99,334,710	105,289,113	-5,954,403	94.3%	40,389,951	39,838,318	551,633	101.4%

診療所区分	繰入金		
	総額	(一般会計分)	(一財分)
野田診療所	60,024,000	52,372,000	8,184,000
北条診療所	48,692,000	45,381,000	2,845,000
高柳診療所	62,668,000	54,532,000	940,000
歯科診療所	26,968,000	18,475,000	699,000
合計	198,352,000	170,760,000	12,668,000

国事→国直 一般→国事 核燃料税交付金除く

特別調整交付金 (国保事業勘定へ計上)	オンライン診療モデル事業補助金		核燃料税交付金		過疎債	
	(一般会計へ計上)	(一般会計へ計上)	(一般会計へ計上)	(一般会計へ計上)	(一般会計へ計上)	(一般会計へ計上)
運営費 7,652,000	整備費+特別費用 0			44,188,000		0
運営費 3,311,000	整備費+特別費用 0	592,000		41,944,000		0
運営費 7,205,000	整備費+特別費用 931,000			53,592,000		0
運営費 8,493,000	整備費+特別費用 0			17,276,000		500,000
		931,000	592,000	157,000,000		500,000
27,592,000						

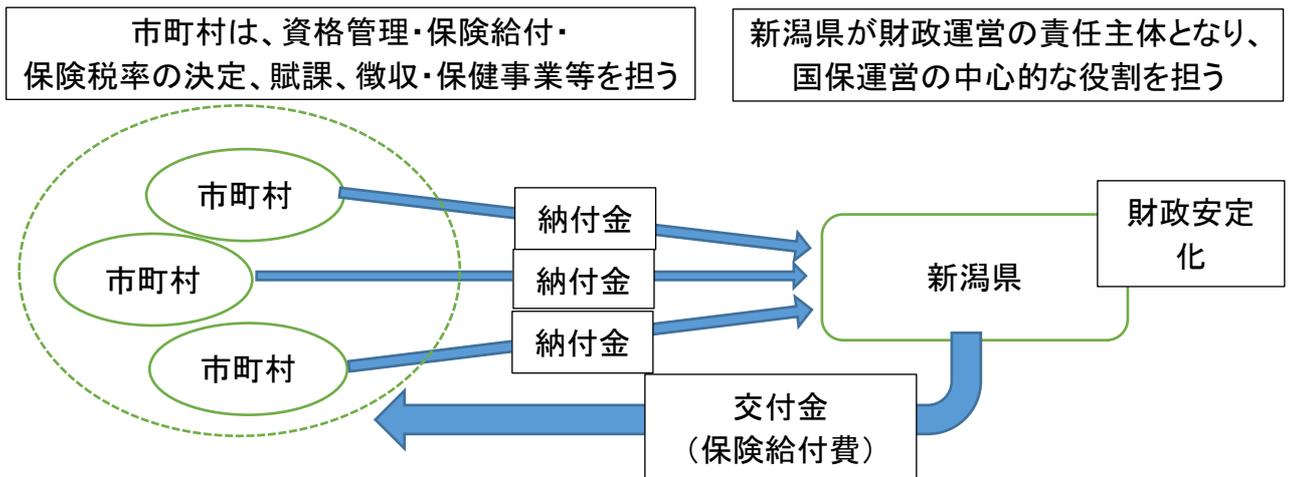
歳出

科 目	R 6年度 決算額	R 5年度 決算額	増減	対比	(内訳)野田診療所				(内訳)北条診療所				(内訳)高柳診療所				(内訳)高柳歯科診療所			
					R6年度	R5年度	増減	対比	R6年度	R5年度	増減	対比	R6年度	R5年度	増減	対比	R6年度	R5年度	増減	対比
1款 総務費	249,273,604	266,921,682	-17,648,078	93.4%	71,138,528	71,250,310	-111,782	99.8%	59,839,413	73,304,380	-13,464,967	81.6%	81,859,629	86,966,697	-5,107,068	94.1%	36,436,034	35,400,295	1,035,739	102.9%
施設管理費	248,884,367	266,192,323	-17,307,956	93.5%	71,021,272	71,098,186	-76,914	99.9%	59,673,553	72,832,730	-13,159,177	81.9%	81,826,269	86,927,267	-5,100,998	94.1%	36,363,273	35,334,140	1,029,133	102.9%
一般管理費	248,796,325	266,098,323	-17,301,998	93.5%	70,999,261	71,074,686	-75,425	99.9%	59,651,543	72,809,230	-13,157,687	81.9%	81,804,258	86,903,767	-5,099,509	94.1%	36,341,263	35,310,640	1,030,623	102.9%
人件費	90,742,373	113,976,829	-23,234,456	79.6%	23,869,057	26,634,510	-2,765,453	89.6%	37,345,640	50,175,765	-12,830,125	74.4%	29,527,676	37,166,554	-7,638,878	79.4%	0	0	0	---
運営費	158,053,952	152,121,494	5,932,458	103.9%	47,130,204	44,440,176	2,690,028	106.1%	22,305,903	22,633,465	-327,562	98.6%	52,276,582	49,737,213	2,539,369	105.1%	36,341,263	35,310,640	1,030,623	102.9%
連合会負担金	88,042	94,000	-5,958	93.7%	22,011	23,500	-1,489	93.7%	22,010	23,500	-1,490	93.7%	22,011	23,500	-1,489	93.7%	22,010	23,500	-1,490	93.7%
研究研修費	389,237	729,359	-340,122	53.4%	117,256	152,124	-34,868	77.1%	165,860	471,650	-305,790	35.2%	33,360	39,430	-6,070	84.6%	72,761	66,155	6,606	110.0%
2款 医薬費	47,408,077	52,695,609	-5,287,532	90.0%	13,317,823	14,180,071	-862,248	93.9%	12,661,919	15,756,074	-3,094,155	80.4%	17,474,948	18,322,354	-847,406	95.4%	3,953,387	4,437,110	-483,723	89.1%
医療用器器具費	4,432,604	3,484,281	948,323	127.2%	19,800	308,664	-288,864	6.4%	2,712,424	1,901,157	811,267	142.7%	955,680	837,760	117,920	114.1%	744,700	436,700	308,000	170.5%
医療用消耗器材費	3,962,758	4,840,734	-877,976	81.9%	852,079	897,154	-45,075	95.0%	264,344	483,523	-219,179	54.7%	1,317,966	1,328,875	-10,909	99.2%	1,528,369	2,131,182	-602,813	71.7%
医薬品衛生材料費	39,012,715	44,370,594	-5,357,879	87.9%	12,445,944	12,974,253	-528,309	95.9%	9,685,151	13,371,394	-3,686,243	72.4%	15,201,302	16,155,719	-954,417	94.1%	1,680,318	1,869,228	-188,910	89.9%
3款 予備費	0	0	0	---	0	0	0	---	0	0	0	---	0	0	0	---	0	0	0	---
歳出合計	296,681,681	319,617,291	-22,935,610	92.8%	84,456,351	85,430,381	-974,030	98.9%	72,501,332	89,060,454	-16,559,122	81.4%	99,334,577	105,289,051	-5,954,474	94.3%	40,389,421	39,837,405	552,016	101.4%

国民健康保険税率等の見直しの方向性について

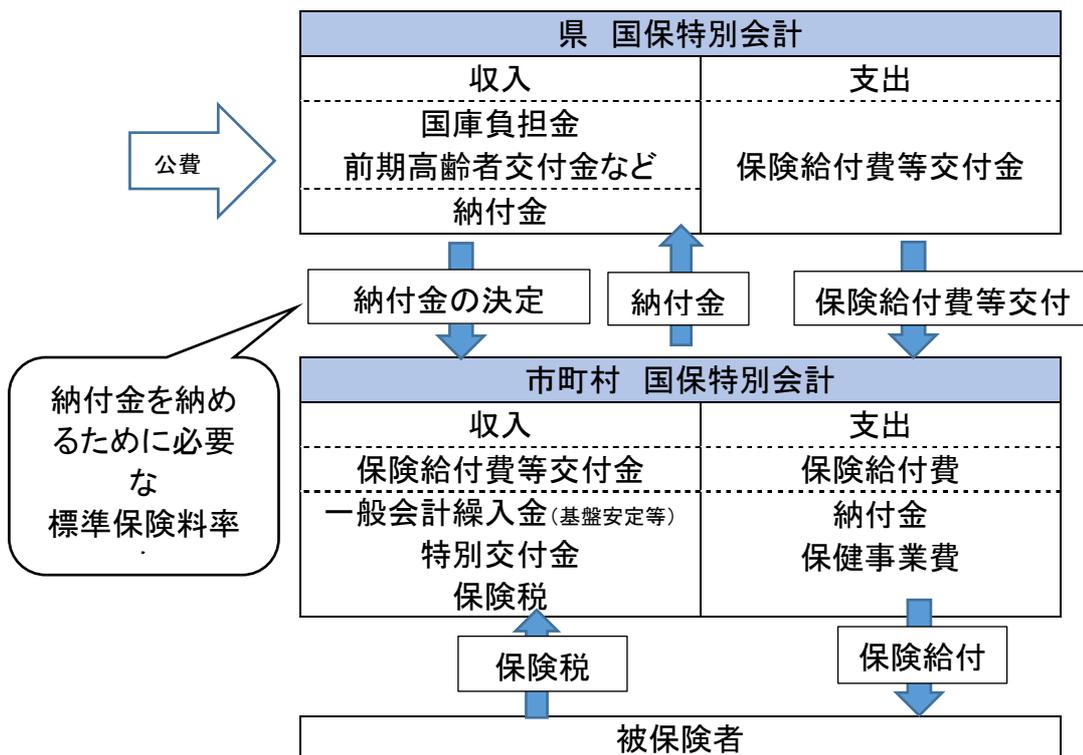
1 平成30（2018）年度国保制度改革の概要

- 平成29（2017）年度まで市町村単位で財政運営を行っていましたが、平成30（2018）年度の国保改革により、安定した運営を行うため、都道府県が財政運営の責任主体となり、保険給付等に要する費用を賄うために市町村から徴収する「国保事業費納付金」及び市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す「標準保険料率」の仕組みが導入されました。



- 各市町村は、県が市町村ごとに決定した納付金を納め、県は各市町村へ保険給付費に必要な費用を全額交付します。
 県への納付金は、各市町村の医療費などを参考に決定されるため、医療費の多い市町村は、納付金を多く納める必要があります。

- ・ 新たな財政運営のしくみ



2 国保財政調整基金残高の推移

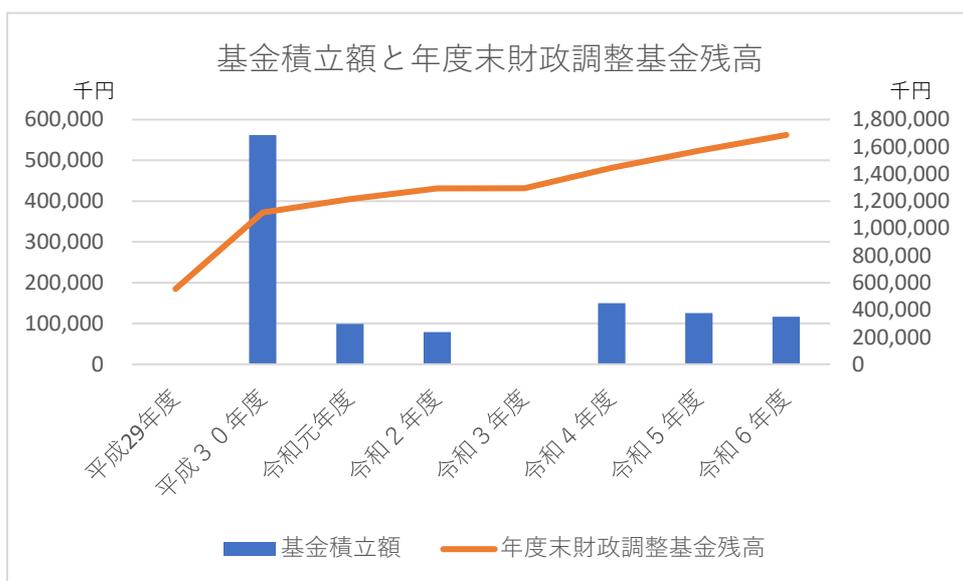
国保制度改革により、新潟県から保険給付費が普通交付金として交付されることとなり、安定的な財政運営ができるようになりました。

令和5（2023）年度決算は歳入歳出差引額（繰越金）が142,372千円となりました。令和6（2024）年度決算においても、79,126千円となりました。

財政調整基金については、年々増加し、令和6（2024）年度末現在で1,686,724千円保有しています。

（単位：千円）

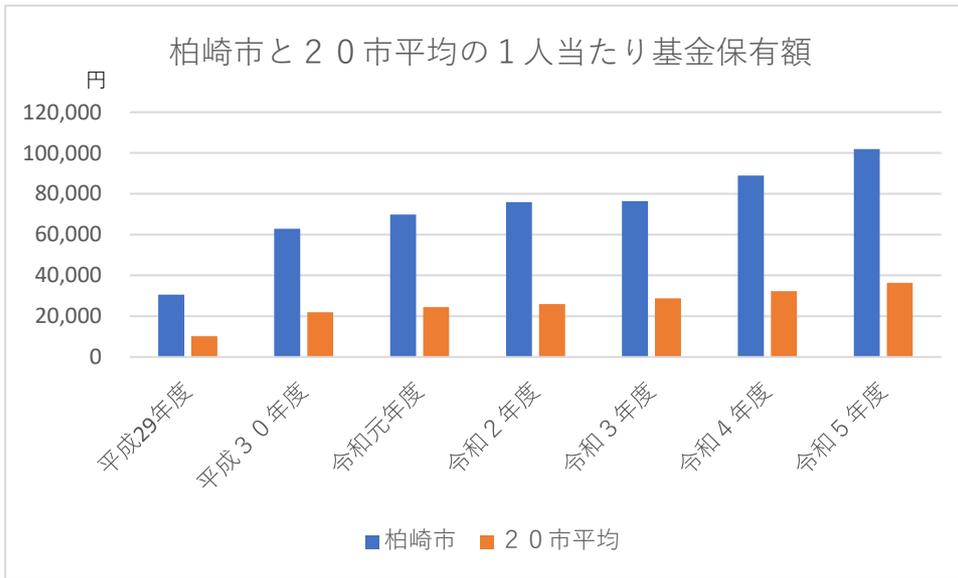
区 分	制度改革前	制度改革後						
	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019)年 度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
前年度繰越金	389,135	645,815	183,201	143,454	42,741	166,856	114,771	142,372
基金積立額	602	561,975	98,969	78,820	767	149,871	125,428	116,595
年度末財政調整 基金残高	554,299	1,116,274	1,215,243	1,294,063	1,294,830	1,444,701	1,570,129	1,686,724



令和5（2023）年度決算における1人当たり基金保有額は、県内20市平均36,342円に対し、101,890円と県内20市中1位となっています。

（単位：円）

区分	制度改革前	制度改革後					
	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
柏崎市	30,523	62,878	69,842	75,831	76,378	88,959	101,890
20市平均	10,206	21,951	24,436	25,942	28,730	32,295	36,342



・基金保有の適正規模について

平成30（2018）年度の国保制度改革による財政運営の広域化に伴い、基金保有の適正規模の目安は示されなくなりました。

国保制度改革前までは、厚生労働省の通達で適正規模の目安として3年間の保険給付費の平均額の5%程度とされていました。

(単位：円)

年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
保険給付費	5,963,221,387	6,048,258,835	5,734,118,169

これに基づく295,759,973円となり、約3億円が適正規模となります。
 なお、国保制度改革後は、保険給付費の増や保険料（税）の収納不足等により財源が不足する場合に県の財政安定化基金の活用が可能となっています。

3 保険税率（額）について

本市においては、国保制度改革後の平成30（2018）年度から、以下のとおりの税率（額）とし、これまで据え置いています。

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	6.15%	2.77%	2.50%
均等割	18,400円	7,600円	14,000円
平等割	20,200円	8,700円	なし

なお、新潟県の納付金算定において示された令和7（2025）年度分の本市の保険税率（額）は、以下のとおりです。

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	5.93%	3.01%	2.74%
均等割	19,581円	9,150円	15,764円
平等割	20,881円	10,233円	なし

比較すると医療給付費分の所得割は、本市が高いですが、それ以外は低くなっています。

20市で実際適用している税率で比較すると、医療給付費分は、所得割と均等割は県内平均より安いですが、平等割が若干高いです。介護給付費分については、県内平均より若干高めです。後期高齢者支援金分については、本市と同じ方式をとっている市で比較すると所得割と均等割は平均より安いですが、平等割は高めです。

4 保険料水準の統一の動き

- ・国においては、将来的な保険料（税）水準の統一（同一都道府県内において、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険料（税）水準）を目指すとしており、各都道府県での将来的な「完全統一」を見据えた取組の加速化のため、令和6（2024）～令和11（2029）年度までに納付金ベースの統一を目指すよう促しています。
- ・新潟県では、国の方針を踏まえ、以下のとおり、保険料（税）水準の統一に向けた取組を進めていくとしています。

◎保険料（税）水準の統一に向けた対応（新潟県）

保険料（税）水準の統一までの主な取組

- ・納付金ベースの統一 医療給付費分の納付金について、各市町村の医療費水準を反映させる係数である医療費指数反映係数（ α ）を令和9（2027）年度から令和12（2030）年度にかけて1年に0.25ずつ4年間かけてゼロに引き下げる。
- ・完全統一 完全統一の定義については、第2期運営方針期間内に議論を行い、目標年度については令和8（2026）年度に合意できるように協議を進める。

		第2期国民健康保険運営方針期間（R6～R11）					
年度 （納付金年度）		R6 (R7)	R7 (R8)	R8 (R9)	R9 (R10)	R10 (R11)	R11 (R12)
高額療養費負担金、特別高額医療費共同事業負担金等の県単位化		—	県単位化				
納付金ベースの統一	① 医療費指数反映係数（ α ）	1	1	0.75	0.5	0.25	0
	② 財政調整	—	α の引き下げ等による1人当たり納付金の増加を概ね年1%以内に抑制				
	③ 医療費インセンティブ制度	—	—	インセンティブ分 12.5%	インセンティブ分 25.0%	インセンティブ分 37.5%	インセンティブ分 50.0%
	④ 県繰入金（2号繰入金）	2号繰入金 1%	2号繰入金 1%	2号繰入金 1.125%	2号繰入金 1.25%	2号繰入金 1.375%	2号繰入金 1.5%
	⑤ 保険者努力支援交付金	—	—	負担増となる市町村に対して配分（納付金算定時に配分額確定）			

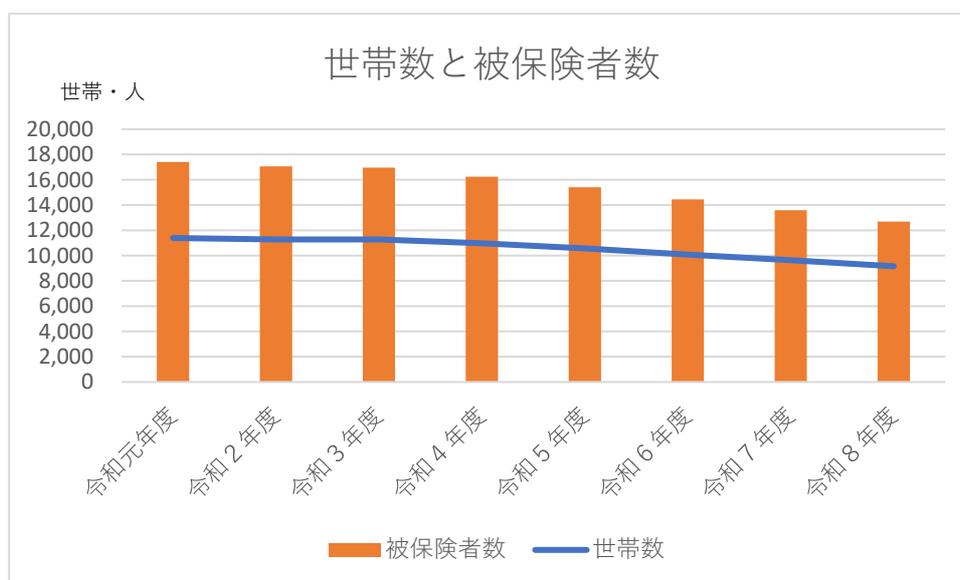
（資料：第2期新潟県国民健康保険運営方針）

5 本市の国民健康保険の現状

(1) 世帯数・被保険者数の状況

(単位：世帯・人)

	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度 (見込み)	令和8 (2026) 年度 (見込み)
世帯数	11,395	11,274	11,273	10,967	10,570	10,079	9,631	9,155
被保険者数	17,400	17,065	16,953	16,240	15,410	14,446	13,581	12,687



(資料：事業年報)

○国保は、他の医療保険と比べて、高齢者や非正規労働者などの低所得者が多く加入しているといった構造的な問題があります。

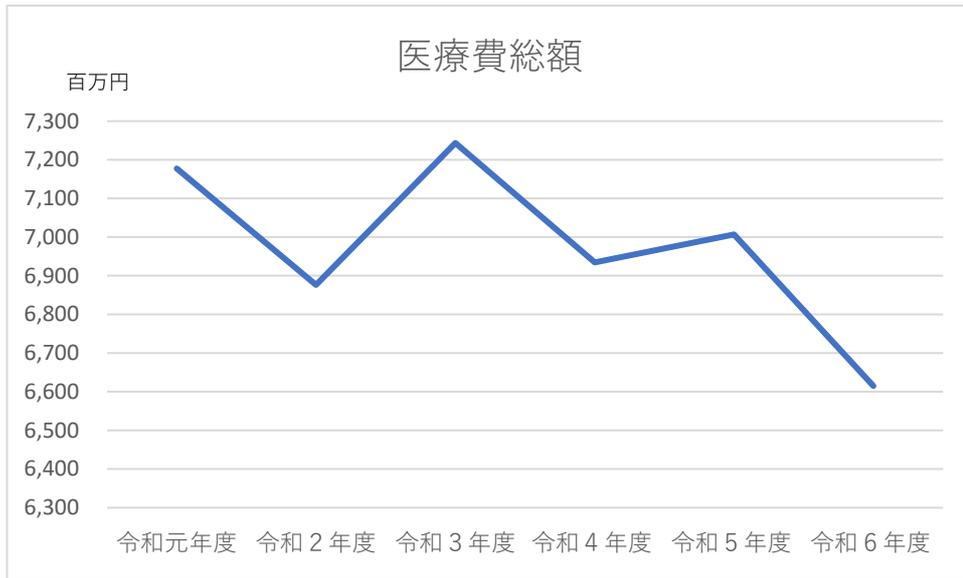
○被保険者については、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行やパート・アルバイトを含めた労働者の社会保険への加入条件が段階的に拡大されることにより、減少傾向が続く見込みです。

(2) 医療費の状況

医療費総額

(単位：百万円)

	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
医療費総額	6,113	5,902	6,235	5,963	6,048	5,734



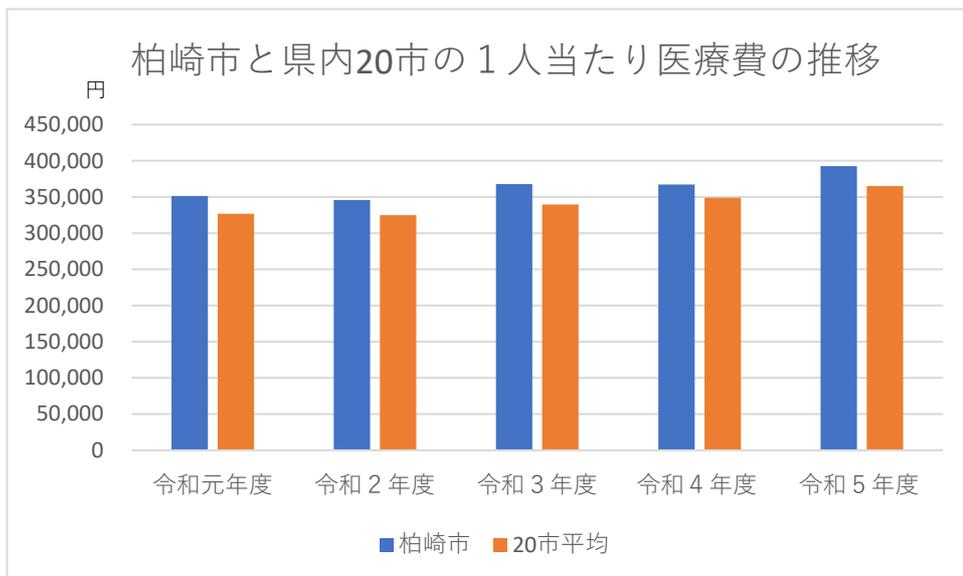
(資料：事業年報)

○医療費の推移については、令和2（2020）年度に新型コロナウイルス感染症拡大の影響による医療機関の受診控えにより大きく減少していますが、令和3（2021）年度は上昇に転じ、その後減少傾向にあります。

1人当たり医療費

(単位：円)

	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
柏崎市	351,312	345,875	367,804	367,193	392,489
20市平均	326,855	324,889	339,553	348,847	364,988



(資料：事業年報)

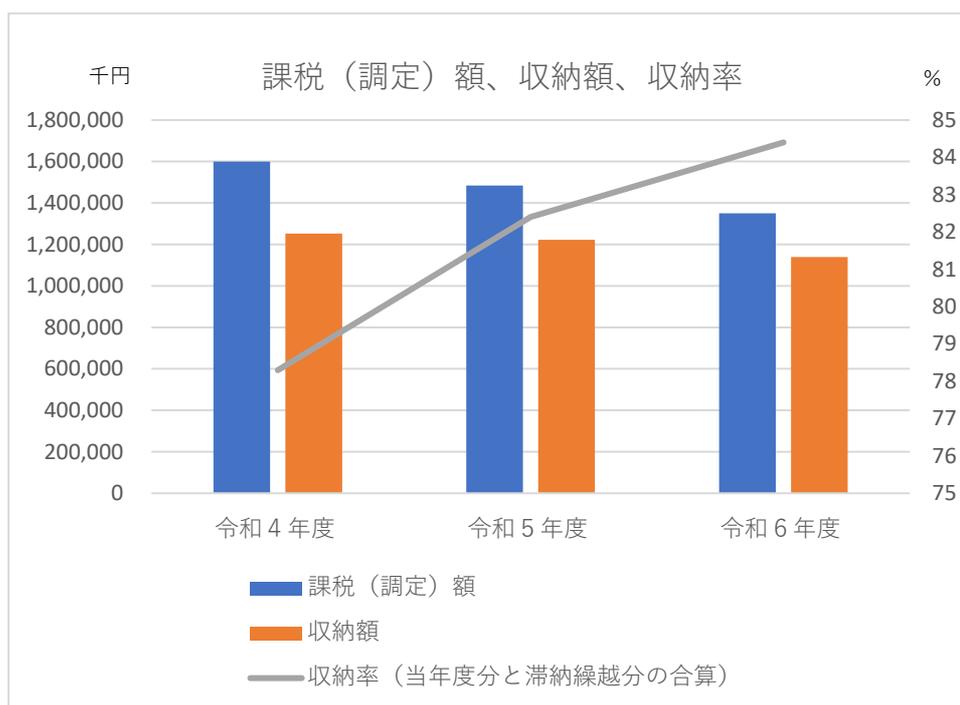
○1人当たりの医療費については、医療技術の高度化等に伴い、増加傾向にあります。また、本市は、県内20市の平均に比べて、医療費が高い傾向にあります。

(3) 国保税課税額と収納額

収納額は、被保険者数の減少に伴う課税額（調定額）の減少に伴い、年々減少傾向にあります。

(単位：千円・%)

区 分	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
課税（調定）額	1,591,804	1,477,863	1,349,595
収納額	1,251,916	1,222,126	1,139,179
収納率（当年度分と滞納繰越分の合算）	78.3	82.4	84.4



(4) 国保事業費納付金の状況

・事業費納付金総額

令和7（2025）年度の国保事業費納付金総額は、1,662,236千円であり、被保険者の減少により、前年度に比べ69,895千円の減となっています。また、納付金総額は、年々減少しています。

国保事業費納付金総額

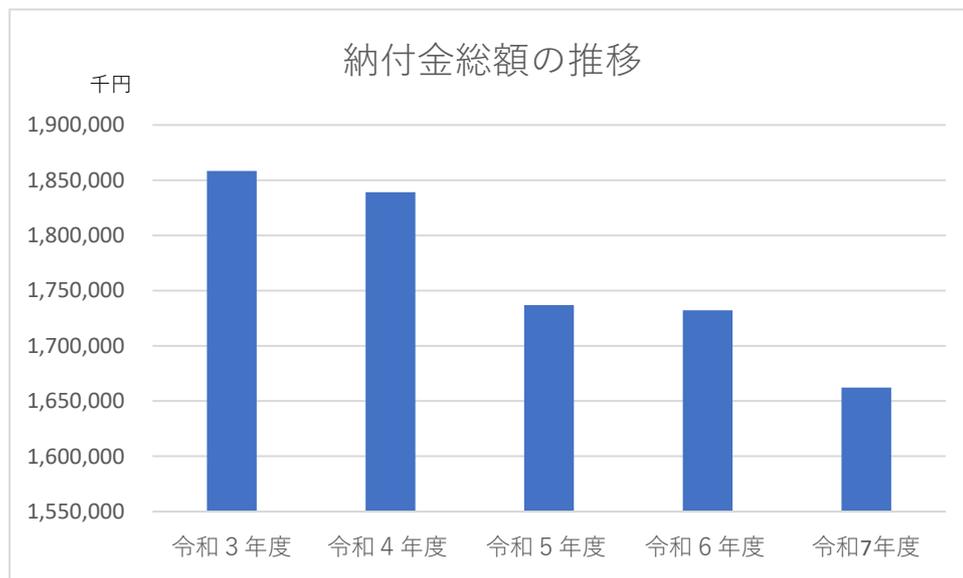
(単位：千円)

区 分	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	比 較	伸び率
医療給付費分	1,152,985	1,108,226	△44,759	96.12%
後期高齢者支援 金分	442,681	428,999	△13,682	96.91%
介護納付金分	136,465	125,011	△11,454	91.61%
合 計	1,732,131	1,662,236	△69,895	95.96%

納付金総額の推移

(単位：千円)

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
納付金総額の推移	1,858,299	1,839,140	1,736,981	1,732,131	1,662,236



・被保険者一人当たりの負担額

令和7(2025)年度の国保事業費納付金の被保険者一人当たりの負担額は、119,482円であり、前年度に比べ2,446円(前年度比102.09%)となっています。

区分	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025)年 度	比較	伸び率	
医療給付費分	77,904	79,660	1,756	102.25%	令和6 (2024)年度 14,800人 (介護分のみ 4,174人)
後期高齢者支援金分	29,911	30,837	926	103.96%	
介護納付金分	32,694	31,753	△941	97.12%	令和7 (2025)年度 13,912人 (介護分のみ 3,937人)
全体	117,036	119,482	2,446	102.09%	

※「全体」の額は、一人当たり負担額の医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計ではなく、納付金総額を全被保険者数で除した額

6 国民健康保険税率の見直しの方向性について

(1) 見直しに当たっての留意すべき点について

◎子ども・子育て支援金制度の導入

令和6（2024）年に公布された子ども・子育て等の一部を改正する法律により、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、全ての保険制度において、医療保険の保険料（税）に加えて、令和8（2026）年度から被保険者が負担するもの。これまでの医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のほかに新しい区分として加わります。

現時点での国の資料では、粗い試算として国民健康保険加入者1人当たり平均月額の見込み額は、以下のとおり示されています。

令和8（2026）年度	令和9（2027）年度	令和10（2028）年度
250円	300円	400円

具体的な手続や運用などの詳細は今後、政省令で示されることとなっており、来年の2月定例会議において条例改正及び予算措置など必要な手続を行うこととなる予定です。

なお、予算における子ども・子育て支援金の税率（額）は、県からの納付金算定に基づき、今後決定していくこととなります。

◎基金の残高と国民健康保険税の完全統一時の基金の使い道について

2でも記載したとおり、本市の国民健康保険特別会計における財政調整基金残高が多額にのぼっている状況です。これが保険料（税）完全統一に向けた新潟県のロードマップにおける課題の一つとなっており、適正な保有水準にすることが必要となっています。

(2) 見直しの考え方

国保料（税）率の県内完全統一化が国の目標年度である令和18

（2036）年度までに行われると見込まれることから、来年度（令和8（2026））からの10年間で適正な基金の保有残高に持っていくことを目標に、基金を取り崩し、国保税率の改定の際の原資としたい。

なお、改定は診療報酬の改定が2年に1回行われることから、2年に1回行うことを原則とする。

その際には、以下のとおり、状況が不透明な事柄もあることから、それに配慮しながら、税率（額）を検討したい。

- ① 昨今の経済状況を考慮すること。
- ② 納付金ベースの統一について、具体的な納付金額が不明であること。
- ③ 子ども・子育て支援金の賦課が来年度から始まるが、未だ詳しい状況が分からないこと。

なお、基金取り崩しに当たっての考え方は、以下のとおりとしたい。

基金を取り崩して国民健康保険税を下げた場合、翌年以降に充当する基金がなければ国民健康保険税は本来の税額に戻る（上がる）ことになるため、急激な変動があった場合、被保険者は国民健康保険税納税の予定が立

てられず、保険者である市としても安定した税収が見込めないこととなります。

したがって、国民健康保険税額の変更があったとき、特に増額となる場合に急激な増がないよう、緩和するための調整弁として一定の金額は確保する必要がありますと考えます。

適正な基金の保有残高については、2に記載のとおり、本市では約3億円と考えています。

以上の考え方とし、詳細な税率の提示等は次回の運営協議会を予定します。